

賃貸住宅管理業者登録規程の一部改正について

令和元年9月13日
国土交通省土地・建設産業局
不動産業課

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)が令和元年9月14日から施行されることを踏まえ、「賃貸住宅管理業者登録規程の一部を改正する告示」(令和元年国土交通省告示第545号(令和元年9月13日公布))において、賃貸住宅管理業者登録規程(平成23年国土交通省告示第998号)を改正し、令和元年9月14日から施行する。

改正後	改正前
<p>（登録の申請）</p> <p>第四条 前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による登録申請書を国土交通大臣に提出するものとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類（宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が登録を申請する場合は、第一号、第七号及び第九号に掲げる書面、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第八号に規定するマンション管理業者が登録を申請する場合は、第一号から第三号まで及び第七号から第九号までに掲げる書面）を添付するものとする。ただし、前条第三項の登録の更新を受けようとする者であつて、直前の事業年度終了後、第九条の規定による報告をした者は、第九号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>一〇三 （略）</p> <p>（削除）</p>	<p>（登録の申請）</p> <p>第四条 前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による登録申請書を国土交通大臣に提出するものとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類（宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が登録を申請する場合は、第一号、第八号及び第十号に掲げる書面、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第八号に規定するマンション管理業者が登録を申請する場合は、第一号から第三号まで及び第八号から第十号までに掲げる書面）を添付するものとする。ただし、第四号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書）をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもって代えることができ、前条第三項の登録の更新を受けようとする者であつて、直前の事業年度終了後、第九条の規定による報告をした者は、第十号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>一〇三 （略）</p> <p>四 登録を受けようとする者（法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。以下この条において「登録申請者」</p>

四 登録を受けようとする者（法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。以下この条において「登録申請者」という。）が、第六条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

4 国土交通大臣は、登録申請者に対し、第三項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

（登録をしない場合）

第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないこととする。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 五 （略）

六 精神の機能の障害により賃貸住宅管理業を適正に営むに当たって

必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができな

七 十 （略）

十一 法人でその役員のうち第一号から第九号までのいずれかに該当する者のあるもの

十二・十三 （略）

2 （略）

別記様式第一号（第四条関係）

という。）が、第六条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

五 登録申請者が、民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により第六条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号に規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

六 十 （略）

（新設）

（登録をしない場合）

第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないこととする。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 五 （略）

（新設）

六 十 （略）

十一 法人でその役員のうち第一号から第八号までのいずれかに該当する者のあるもの

十一・十二 （略）

2 （略）

別記様式第一号（第四条関係）

(略)

備考

1 各共有事項

(略)

⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S	g	0	年	0	1	月	0	1	日	M	明治	S	昭和	R	令和
T										T	大正	H	平成		

[昭和60年1月1日の場合]

(略)

別記様式第四号 (第十条関係)

(略)

備考

1 各共有事項

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S	g	0	年	0	1	月	0	1	日	M	明治	S	昭和	R	令和
T										T	大正	H	平成		

[昭和60年1月1日の場合]

(略)

備考

1 各共有事項

(略)

⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S	g	0	年	0	1	月	0	1	日	M	明治	S	昭和	R	令和
T										T	大正	H	平成		

[昭和60年1月1日の場合]

(略)

別記様式第四号 (第十条関係)

(略)

備考

1 各共有事項

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S	g	0	年	0	1	月	0	1	日	M	明治	S	昭和	R	令和
T										T	大正	H	平成		

[昭和60年1月1日の場合]

(附各)

(附各)

賃貸住宅管理業者登録規程

(平成二十三年九月三十日国土交通省告示第九百九十八号)

最終改正 令和元年九月十三日 国土交通省告示第五百四十五号

(目的)

第一条 この規程は、賃貸住宅管理業者の登録に関し必要な事項を定めることにより、その業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「管理事務」とは、賃貸住宅の賃貸人から委託を受けて行う当該賃貸住宅の管理に関する事務又は賃貸住宅を転貸する者が行う当該賃貸住宅の管理に関する事務（賃貸人として行う事務を含む。）であつて、基幹事務のうち少なくとも一の事務を含むものをいう。

2 この規程において「基幹事務」とは、家賃、敷金等の受領に係る事務、賃貸借契約の更新に係る事務又は賃貸借契約の終了に係る事務をいう。

- 3 この規程において「賃貸住宅管理業」とは、管理事務を業として行うものをいう。
- 4 この規程において「賃貸住宅管理業者」とは、次条第一項の登録を受けて賃貸住宅管理業を営む者をいう。

(登録)

第三条 賃貸住宅管理業を営もうとする者は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える賃貸住宅管理業者登録簿に登録を受けることができる。

- 2 前項の登録の有効期間は、五年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き賃貸住宅管理業を営もうとする者は、更新の登録を受けることができる。
- 4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録の実施又は登録をしないことの決定がされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその登録の実施又は登録をしないことの決定がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の

満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による登録申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 商号又は名称
- 二 法人である場合においては、その役員及び使用人の氏名
- 三 個人である場合においては、その者及び使用人の氏名
- 四 事務所の名称及び所在地
- 五 前号の事務所ごとに置かれる第七条に規定する者の氏名
- 六 他に事業を行っているときは、その事業の種類
- 七 次に掲げる免許又は登録を受けている場合は、当該免許又は登録の番号
 - イ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三条第一項の免許
 - ロ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百四十九号）第四十四条第一項

の登録

2 前項の規定により登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に登録申請書を提出するものとする。

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類（宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が登録を申請する場合は、第一号、第七号及び第九号に掲げる書面、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第八号に規定するマンション管理業者が登録を申請する場合は、第一号から第三号まで及び第七号から第九号までに掲げる書面）を添付するものとする。ただし、前条第三項の登録の更新を受けようとする者であつて、直前の事業年度終了後、第九条の規定による報告をした者は、第九号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 第六条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 法人である場合においては、その役員に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用することができる書類の写し

三 個人である場合においては、その者に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用することができる

る書類の写し

四 登録を受けようとする者（法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。以下この条において「登録申請者」という。）が、第六条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

五 法人である場合においては、登記事項証明書

六 個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書

七 事務所について第七条に規定する要件を備えていることを証する書面

八 事務所を使用する権原に関する書面

九 直前の事業年度の業務及び財産の状況に関する書面

4 国土交通大臣は、登録申請者に対し、第三項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させるこ

とができる。

(登録の実施)

第五条 国土交通大臣は、前条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録をしない場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を賃貸住宅管理業者登録簿に記載して、その登録をするものとする。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録をしない場合)

第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、

又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないこととする。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 第十三条第四号又は第六号から第八号までの規定により登録を抹消され、その抹消の日から二年を経過しない者

三 賃貸住宅管理業者で法人であるものが第十三条第四号又は第六号から第八号までの規定により登録を抹消された場合において、その抹消の日前六十日以内にその賃貸住宅管理業者の役員であつた者でその抹消の日から二年を経過しないもの

四 登録の申請前二年以内に賃貸住宅管理業に関し不正又は著しく不当な行為をした者

五 賃貸住宅管理業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかなる者

六 精神の機能の障害により賃貸住宅管理業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

七 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

八 宅地建物取引業法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く）

）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わりと、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

十 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

十一 法人でその役員のうち第一号から第九号までのいずれかに該当する者のあるもの

十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十三 事務所について第七条に規定する要件を欠く者

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしないときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

(実務経験者等の設置)

第七条 賃貸住宅管理業者は、事務所ごとに次のいずれかに該当する者を置かなければならない。

- 一 管理事務に関し六年以上の実務の経験を有する者
- 二 前号に掲げる者と同程度の実務の経験を有すると国土交通大臣が認定した者

(標識の掲示)

第八条 賃貸住宅管理業者は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、別記様式第二号による標識を掲げるものとする。

2 第三条第一項の登録を受けていない者は、前項の標識又はこれに類する標識を掲げてはならない。

(業務及び財産の分別管理等の状況の報告)

第九条 賃貸住宅管理業者は、毎事業年度の終了後三月以内に、その業務及び財産の分別管理等の状況を別記様式第三号により、国土交通大臣に報告するものとする。

(変更の届出)

第十条 賃貸住宅管理業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以

内に、別記様式第四号により、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を賃貸住宅管理業者登録簿に登録するものとする。

3 第五条第二項の規定は、前項の規定による登録（第四条第一項第五号に掲げる事項に係る登録に限る。）について準用する。

（廃業等の届出）

第十一条 賃貸住宅管理業者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知った日）から三十日以内に、別記様式第五号により、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

- 一 賃貸住宅管理業者である個人が死亡した場合 相続人
- 二 賃貸住宅管理業者である法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- 三 破産手続開始の決定を受けた場合 破産管財人
- 四 賃貸住宅管理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人

(業務改善に関する勧告等)

第十二条 国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該賃貸住宅管理業者に対し、その業務の適正な運営を確保するため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

一 この規程に違反したとき。

二 業務に関し賃借人等に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。

三 業務に関し公正を害する行為をしたとき、又は公正を害するおそれが大であるとき。

四 業務に関し他の法令に違反し、賃貸住宅管理業者として不適当であると認められるとき。

五 前四号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2 国土交通大臣は、賃貸住宅管理業の適正な運営を確保するために必要な限度において、賃貸住宅管理業者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指導、助言又は勧告をした場合には、その旨を公表することができる。

(登録の抹消等)

第十三条 国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の登録を抹消するものとする。

- 一 第十一条の規定による届出があつたとき。
- 二 前号の届出がなくて第十一条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
- 三 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかつたとき。
- 四 不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- 五 第六条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 六 正当な理由がなくて第九条の規定による報告又は第十条第一項の規定による届出を怠つたとき。
- 七 第九条の規定による報告に記載すべき重要な事項について虚偽の記載があることが判明したとき。
- 八 前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いつき、又は同項の規定による勧告に従わなかつたとき。
- 九 賃貸住宅管理業者から、別記様式第六号により、登録の抹消の申請があつた場合において、その申請を相当と認めるとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合について準用する。

(所在不明者等の登録の抹消)

第十四条 国土交通大臣は、その登録を受けた賃貸住宅管理業者の事務所の所在地又は当該賃貸住宅管理業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できない場合において、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該賃貸住宅管理業者から申出がないときは、当該賃貸住宅管理業者の登録を抹消することができる。

(登録の抹消の公告)

第十五条 国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者が第十三条第一項第四号から第八号までの各号のいずれかに該当したことにより、その登録を抹消したときは、その旨を公告するものとする。

(登録簿等の閲覧)

第十六条 国土交通大臣は、第五条の賃貸住宅管理業者登録簿及び第九条の報告に係る書面又はこれらの写しを一般の閲覧に供するものとする。

(業務処理準則)

第十七条 賃貸住宅管理業者は、国土交通大臣が定める賃貸住宅管理業務処理準則を遵守しなければならない。
い。

(権限の委任)

第十八条 この規程に規定する国土交通大臣の権限（前条に規定する権限を除く。）は、賃貸住宅管理業者又は第三条第一項の登録を受けようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十二条に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

2 第十二条に掲げる権限で賃貸住宅管理業者の支店又は従たる事務所に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該支店又は従たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十八年九月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の賃貸住宅管理業者登録規程第三条第一項の登録を受けている者については、平成三十年六月三十日までの間は、この告示による改正後の賃貸住宅管理業者登録規程（以下「新規程」という。）第七条の規定は適用せず、国土交通大臣は、同条の要件を欠くことをもって新規程第十三条の登録を抹消しない。ただし、新規程第四条第一項第五号に掲げる事項（以下「実務経験者等配置状況」という。）に関し、新規程第十条の規定に基づき変更の届出をし、登録された者については、この限りではない。

2 新規程の施行の日から平成三十年六月三十日までに、新規程第四条第一項の登録又は第二項の登録の更新の申請を行う者については、平成三十年六月三十日までの間は、新規程第四条第一項第五号及び第三項第八号、第六条第一項第十二号並びに第七条の規定は適用しない。ただし、実務経験者等配置状況を記載した別記様式第一号による登録申請書を提出し、登録を受けた者については、この限りではない。

3 前項本文の規定に基づき、新規程第四条第一項の登録又は第二項の登録の更新の申請をした者（当該申請により、新規程第三条第一項の登録若しくは第三項の登録の更新を受けた者又は当該登録若しくは登録

の更新をまだ受けていない者を含む。)については、平成三十年七月三十日までに、新規程第十条の規定に基づき、実務経験者等配置状況について変更の届出をしなければならぬ。

4 前項の変更の届出がない者については、附則第二条第二項本文の規定に基づく申請により既にされた登録又は登録の更新については抹消され、同項本文の規定に基づき申請している登録又は登録の更新については、登録を受けることができない。

登録申請書

(第一面)

賃貸住宅管理者登録規程第4条第1項の規定により、賃貸住宅管理者の登録の申請をします。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿

申請者 商号又は名称
郵便番号 ()

主たる事務所の
所在地

氏 名 ㊟
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 () -
ファクシミリ番号 () -

受付番号 受付年月日 申請時の登録番号 ()

(有効期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)

登録の種類	登録番号	国土交通大臣登録 () 第 号
<input type="checkbox"/> 1.新規 <input type="checkbox"/> 2.更新	登録年月日	年 月 日
	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

項番 ◎商号又は名称

11	法人番号	<input type="text"/>
	フリガナ	<input type="text"/>
	商号又は名称	<input type="text"/>

法人・個人の別
 1.法人
 2.個人

確認欄

◎代表者又は個人に関する事項

12	役名コード	<input type="text"/>
	フリガナ	<input type="text"/>
	氏 名	<input type="text"/>
	生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

確認欄

◎賃貸住宅管理業以外に行っている事業がある場合にはその種類

13	兼業コード	<input type="text"/>
		<input type="text"/>
		<input type="text"/>

確認欄

備考

1 各面共通事項

- ① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請時の登録番号」の欄は、更新の場合にのみ記入すること。
- ③ 法人番号は法人の場合にのみ記入すること。
- ④ 「役名コード」の欄には、下表により該当する役名のコードを記入すること。
ア 個人の場合には記入しないこと。
イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。
ウ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。

01	代表取締役 (株式会社)	04	代表社員 (持分会社)	08	監事	15	会計参与 (株式会社)
02	取締役 (株式会社)	05	社員 (持分会社)	13	代表執行役 (株式会社)	09	その他
03	監査役 (株式会社)	07	理事	14	執行役 (株式会社)		

- ⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S	6	0
---	---	---

年

0	1
---	---

月

0	1
---	---

日

[昭和60年1月1日の場合]

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

- ⑦ 「所在地」の欄は、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	2	-	1	-	3	:	:	:	:
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑧ 申請者が未成年者である場合には、法定代理人の同意書を添付すること。

2 第一面関係

- ① 「登録の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ② 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号又は名称」も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ④ 代表者又は個人に関する事項について、法人の場合で代表者が複数存在するときには、申請者である代表者について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項の欄に記入すること。
例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、申請者である代表取締役について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項の欄に記入すること(第二面であっても代表取締役の役名コードは「01」を記入すること。)
- ⑤ 「兼業コード」の欄は、下表より該当する事業のコードを記入すること。なお、賃貸住宅管理業以外に行っている事業がない場合には「50」を記入すること。

01	農業、林業	05	製造業	09	卸売、小売業	16	その他
02	漁業	06	電気・ガス・熱供給・水道業	10	金融業、保険業		
03	鉱業、採石業、砂利採取業	07	情報通信業	11	不動産取引業		
				12	不動産賃貸業		
				13	不動産管理業		

				14	リース業		
04	建設業	08	運輸、郵便業	15	サービス業		

⑥ 「所属団体コード」の欄は、下表より該当する所属団体のコードを記入すること。なお、所属している不動産業関係業界団体がない場合には「50」を記入すること。

01	(一社) マンション管理業協会	07	(一社) 不動産協会
02	(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会の 会員である各協会	08	(一社) 不動産流通経営協会
03	(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会	09	その他
04	(公社) 全日本不動産協会		
05	(一社) 全国住宅産業協会		
06	(公財) 日本賃貸住宅管理協会		

⑦ 「資本金」の欄は、法人の場合にのみ右詰めで記入すること。

3 第二面関係

- ① 第二面は、申請者が法人の場合にのみ記入すること。
- ② 役員に関する事項の欄は、第一面で代表者として記入した者については記入しないこと。
- ③ 第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、項番30の事務所ごとに作成すること。
- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれー(ダッシュ)で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	3	-	5	2	5	3	-	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ④ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。この場合に、「従事する者」には、営業に従事する者のみならず、賃貸住宅管理業の一般管理部門に所属する者や補助的な事務に従事する者も含めること。
また、申請者が個人である場合において、その家族が賃貸住宅管理業に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入すること。

5 第四面関係

- ① 「事務所ごとに置く第7条に規定する者に関する事項(続き)」の欄は、第三面に記載しきれない場合に使用することとし、第三面の次に添付すること。
- ② 第四面は、項番30の事務所ごとに作成すること。
- ③ 第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

別記様式第二号（第八条関係）

標 識

賃 貸 住 宅 管 理 業 者 票	
登 録 番 号	国土交通大臣（ ）第 号
登 録 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
主たる事務所の所在地	電話番号（ ）

30 cm 以上

35 cm 以上

業務等状況報告書

賃貸住宅管理業者登録規程第9条の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿

報告者 住 所
商号又は名称
氏 名

印

受付番号 受付年月日 報告時の登録番号

* * ()

1 業務の状況

期 間	年 月 日	から	年 月 日	までの1年間
				報告基準日 年 月 日
管 理 受 託 の 管 理 実 績		転 貸 借 の 管 理 実 績		
受 託 契 約 件 数	件	原 契 約 件 数	件	
受 託 戸 数	戸	原 契 約 戸 数	戸	
受託契約金額 (千円)	千円	基 幹 事 務 の 受 託 実 績		
家賃等受領事務	有 ・ 無			
契約更新事務	有 ・ 無			
契約終了事務	有 ・ 無			
従事従業者数 (うち第7条に規定する者 (実務経験者等)の数)	人 (うち 人)			
その他報告事項				

確 認 欄
*

2 財産の分別管理等の状況

受領した家賃等の分別管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸人ごとに受領家賃等を信託管理 ・ 賃貸人ごとに家賃等受領口座を区分 ・ 自社集金口座において、賃貸人ごとに勘定を区分 ・ 会計ソフトウェアを用いて賃貸人ごとに区分管理 ・ 月締めで賃貸人に受領家賃等を送金 ・ 家賃等の受領事務なし ・ その他 ()
受領した敷金の分別管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸人ごとに敷金を信託管理 ・ 賃貸人ごとに敷金管理口座を区分 ・ 自社管理口座において、賃貸人ごとに勘定を区分 ・ 会計ソフトウェアを用いて賃貸人ごとに区分管理 ・ 敷金の受領事務なし ・ その他 ()
その他保全措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者機関の預り金保証制度により敷金の保全 ・ 家賃等及び敷金の受領事務なし ・ その他 ()

確認欄

*

備考

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 基幹事務の受託実績には、有無のいずれかに○を記入すること。
- ③ 財産の分別管理等の状況は、該当する選択肢の全てに○を記入し、「その他」については具体的状況を記述すること。

賃貸住宅管理業者登録簿登録事項変更届出書

(第一面)

下記のとおり、賃貸住宅管理業者登録簿の登載事項のうち、

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者又は個人
- (3) 役員
- (4) 事務所
- (5) 使用人
- (6) 事務所ごとに置かれる
- 第7条に規定する者に関する事項
- (7) 他に行っている事業
- (8) 宅地建物取引業の免許若しくはマンション管理業の登録の有無又は当該免許若しくは登録の番号

について変更がありましたので、賃貸住宅管理業者登録規程第10条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿

届出者 商号又は名称
郵便番号 ()

主たる事務所の
所在地

氏 名 ㊟
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 () -
ファクシミリ番号 () -

受付番号	受付年月日	届出時の登録番号
* *	* *	()

項番

◎商号又は名称

11	変	更	年	月	日	年	月	日	
	更	法	人	番	号				
	後	フリ	ガ	ナ					
		商	号	又	は	名	称		
↑	変	フリ	ガ	ナ					
	更	商	号	又	は	名	称		
								確認欄 *	

◎代表者又は個人に関する事項

変更区分

12	変	更	年	月	日	年	月	日	<input type="checkbox"/> 1. 就退任 <input type="checkbox"/> 2. 氏名
	更	役	名	コ	ー	ド			
	後	フリ	ガ	ナ					
		氏	名						
↑	生	年	月	日	年	月	日		
	変	更	年	月	日	年	月	日	
								確認欄 *	

◎賃貸住宅管理業以外に行っている事業がある場合にはその種類

13 変更年月日 年 月 日

変更後	兼業コード	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	<input type="text"/>

↑ 変更年月日 年 月 日

変更前	兼業コード	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	<input type="text"/>

確認欄

◎既に有している免許又は登録

14 変更年月日 年 月 日

変更後	業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
	宅地建物取引業法第3条第1項の免許	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第44条第1項の登録	<input type="text"/>	<input type="text"/>

↑ 変更年月日 年 月 日

変更前	業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
	宅地建物取引業法第3条第1項の免許	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第44条第1項の登録	<input type="text"/>	<input type="text"/>

確認欄

備考

1 各面共通事項

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

S

—

6	0
---	---

年

0	1
---	---

月

0	1
---	---

日

[昭和60年1月1日の場合]

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

- ③ 法人番号は法人の場合にのみ記入すること。
- ④ 「役名コード」の欄は、下表により該当する役名のコードを記入すること。
 - ア 個人の場合には記入しないこと。
 - イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。
 - ウ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。

01	代表取締役 (株式会社)	04	代表社員 (持分会社)	08	監事	15	会計参与 (株式会社)
02	取締役 (株式会社)	05	社員 (持分会社)	13	代表執行役 (株式会社)	09	その他
03	監査役 (株式会社)	07	理事	14	執行役 (株式会社)		

- ⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「所在地」の欄は、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ—(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	2	—	1	—	3				
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

2 第一面関係

- ① (1)から(6)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ② 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」の欄も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 項番12の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
 - ア 代表者に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
 - イ 代表者の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- ④ 「兼業コード」の欄は、下表より該当する事業のコードを記入すること。なお、賃貸住宅管理業以外に行っている事業がない場合には「50」を記入すること。

01	農業、林業	05	製造業	09	卸売、小売業	16	その他
02	漁業	06	電気・ガス・熱供給・水道業	10	金融業、保険業		
03	鉱業、採石業、砂利採取業	07	情報通信業	11	不動産取引業		
				12	不動産賃貸業		
				13	不動産管理業		
				14	リース業		
04	建設業	08	運輸、郵便業	15	サービス業		

3 第二面関係

項番21の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。

ア 代表者以外の役員に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ 代表者以外の役員を削減した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ 代表者以外の役員の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

4 第三面関係

① 第三面は、項番30の事務所ごとに作成すること。

② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。

③ 項番30の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。

④ 項番31の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア 事務所を新設した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

イ 事務所を廃止した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

ウ 事務所の名称又は所在地に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

⑤ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれー（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	3	-	5	2	5	3	-	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

⑥ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。

⑦ 項番32の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番30の事務所ごとに作成すること。

ア 使用人に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 事務所の新設に伴い、使用人を就任させた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ 事務所の新設に伴い、使用人を退任させた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ 使用人の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

5 第四面関係

① 第四面は、項番30の事務所ごとに作成すること。

② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。

③ 項番30の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。

④ 項番33の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番30の事務所ごとに作成す

ること。

ア 事務所ごとに置かれる第7条に規定する者に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 事務所ごとに置かれる第7条に規定する者に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ 事務所ごとに置かれる第7条に規定する者を削減した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ 事務所ごとに置かれる第7条に規定する者の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

廃業等届出書

賃貸住宅管理者登録規程第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿

届出者 住 所

氏 名

印

受付番号

受付年月日

届出時の登録番号

* | | | | | | | |

* | | | | | | | |

()

| | | | | | | |

届 出 の 理 由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定 4. 解散
商 号 又 は 名 称	
氏 名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	
主たる事務所の所在地	
届出事由の生じた日	
賃貸住宅管理者と 届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 精算人

確認欄

* |

備考

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出の理由」及び「賃貸住宅管理者と届出人との関係」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ③ 死亡の場合にあっては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。

登録抹消申請書

賃貸住宅管理業者登録規程第13条第1項第9号の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

受付番号

受付年月日

申請時の登録番号

* | | | | | | | |

* | | | | | | | |

()

| | | | | | | |

届 出 の 理 由	
商 号 又 は 名 称	
氏 名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	
主たる事務所の所在地	
申請事由の生じた日	
賃貸住宅管理業者と 申請人との関係	

確認欄

* |

備考

申請者は、*印の欄には記入しないこと。